

郡山市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第8号

郡山市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市商工業振興条例施行規則（昭和63年郡山市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
区分	補助金の種類	補助対象者	補助対象経費	補助額	区分	補助金の種類	補助対象者	補助対象経費	補助額
共同	(略)				共同	(略)			
施設	商店街等照ア	組合	街路灯（公衆街	補助対象経費の100	施設	商店街等照ア	組合	街路灯（公衆街	補助対象経費の100
設置	upp事業費補	商工団体	路灯を除く。）の	分の80に相当する額以	設置	upp事業費補	商工団体	路灯を除く。）の	分の80に相当する額以
事業	助金	街路灯組合	電気料金（1月分	内の額（補助対象経費	事業	助金	街路灯組合	電気料金（1月分	内の額
			から12月分）を支	のうち、市長が特に必				から12月分）を支	
			払った合計額	要があると認めるもの				払った合計額	
				については、100分の					
				100に相当する額以内					
				の額）					
(略)					(略)				
備考	(略)				備考	(略)			

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。